

※ 必ず資料と併用して使用すること。シケプリは簡約文書に過ぎずこれだけでは不完全である。

第1回

1、日本語音声音韻史の起源

時代時代の文献を読み解く上での手段として、国文学の補助的学問として始まる

やがて、言語単体の研究も進むようになり独立する

しかし、特に語史研究において、研究が進んでいる(それだけで研究に値する)言語は多くない

2、日本語の音声音韻史研究の意味

日本語は、音声音韻史研究に適した言語である

↓なぜか？

言語の変化要因の側面から考える

言語の変化要因…内的要因と外的要因

内的要因の強い要素…音声・音韻、文法 外的要因の強い要素…文字・表記、語彙

→音声・音韻は一般的に見ても言語変化の内的要因に依存しやすい …①

また、言語の特性上、日本語の音声・音韻は言語変化の内的要因に依存しやすい …②

さらに、日本語の言語変化においては、日本という島国の地理的孤立性などから考えると、周辺諸国の影響を受けやすかった西欧の言語とは異なり、内的要因への依存度が高い …③

①～③を踏まえると、

「日本語という言語の変化には音声・音韻が深く関わっている」

とわかり、これが、日本語が音声音韻史研究に適している理由であり、研究の意味である

そして、この研究は日本語の現状を考える際の歴史認識の一助にもなる

3、音声、音韻とは

音声…実際の発音のすがた、[]で表す

音韻…母語の話者の捉え方、/ /で表す

第2回

1、音声・音韻の再構における媒体の使用

A 方言、録音資料

ともに再現性は高いが、希少性も高く、かつ残存しにくい

B 文献

種類によってさまざまである

i 音声に関する記述(直接的に記されたもの、間接的に記されたもの(例：音声観察資料))

ii 文化に関する記述(芸能、庶民文化(例：なぞなぞ))

iii 万葉仮名(中国の漢字と日本語を結ぶ存在)

iv ローマ字(当時の読み方を反映)

v ハングル(当時の日本語との対応性、ただし希少性が高い)

vi カタカナ(訓点として)

vii 平仮名(仮名遣いの影響に左右されやすく資料評価は低い)

viii 漢字(読み方や発音の仕方がほぼ全く反映されない)

→文献資料価値：ローマ字・ハングル≧万葉仮名>カタカナ>平仮名>漢字

2、日本語音声音韻史の諸相

A 枠組みレベルの変化…「シラビームからモーラへ」

シラビーム(シラブル) … 音節、発音可能な範囲で切ることができる最小単位の区切り

モーラ … 拍、リズムのこと

(cf. 非モーラ的方言、方言集圏説)

B 音素に関わる変化(概略)

i 分節音素の増減

ii 超分節音素におけるアクセントの変化

C 音配列に関わる変化(概略)

i 語頭濁音の許容

ii 母音連続(hiatus)の許容

第3回

1、音配列規則に関わる変化

A 語頭濁音の許容

語頭濁音の禁止→連濁の規則、前接鼻音の観点から考える

- i 連濁…ある二つの語が融合したときに、できた言葉が融合によるものであることを示すため、
二つの語のうち後半の語の語頭が濁音に変化するという規則

例) 勉強(べんきょう)+机(つくえ)→勉強机(べんきょうづくえ)

- ii 前接鼻音…濁音の前には鼻に抜けるような音(m, nなど)がついていた

注) 濁音自体、古代では、有声音としての区別というよりもむしろ、前接鼻音の有無による
区別によるものだ、という説もある

(cf. 連体格助詞の「の」「な」「が」)

B 母音連続(hiatus)の許容

必然的に母音音節は語頭に限られていた、また言葉の区切りを超えても hiatus 忌避が厳格に守られることも少なくなかった→母音欠落・母音融合の進行

C ラ行音語頭忌避の継続

ラ行音が一般的に動詞活用語尾の役割を持つ音であることに由来する (cf. サ行音)

2、各音素に音価に関する変化

A 「エ」の音価(e, je, we→je, we→je→e)

B 「オ」の音価(o, wo→wo→o)

C ハ行子音(p→Φ→h)

D サ行子音

E チ、ツ、ヂ、ヅ

F 鼻音の衰退(ガ行子音における鼻音の残存性→音声字母が現在の平仮名において非独立的)

G 合拗音の衰退

(cf-1. 両唇音(p, m, b)…可視化できて真似しやすい) (cf-2. 破擦音)

3、環境に関わる変化(個別的)

A ハ行転呼音(母 h 母→母 w 母)

B 母音無声化 例) 草(くさ)(kusa)

C 連声(れんじょう)

D 音便

4、個別語彙の音韻変化

5、万葉仮名資料と上代語の音声音韻

A 上代万葉仮名資料(その基礎に中国語の発音を有している点で資料価値が高い)

i 金石資料(鉄剣、銅鏡、仏像)…単語レベルの理解 (cf. 薬師寺の仏足石歌)

ii 出土資料(木簡(正訓字が多いため資料価値はやや低い))

iii 古事記、風土記(→変体漢文)、日本書紀(→純漢文)…歌の部分が中心

iv 万葉集

上記の資料は単語や韻文が主となるため散文資料に乏しいが、以下の資料は散文資料である

v 正倉院万葉仮名文書

6、万葉集とは

20 巻、4500 首、成立年代・成立経緯はよくわかっていない

あまり書き換えがなされず現代まで残存している

伝本(古点本、次点本、新点本)…読み方の記載

仮名主体巻、正訓字主体巻

第4回

1、万葉集に関する補足

巻14：東歌、巻20：防人歌

→東日本方言の歌が多い(防人は当時東日本出身者が多かった)

注) 東日本方言として書かれたとは言え、東日本方言話者の言葉を畿内出身者が、ある種の誇張なども交えて書いている場合も多く、必ずしも良質な文献資料とは言えないこともある。

仮名主体表記巻：全7巻、正訓字主体表記巻：全13巻

→万葉仮名中心の巻は半分にも満たない

2、hiatusに関する補足

「順行同化」

柏(kashiwa) + 手(te) → 柏手(kashiwade)

前のa(有声音、+voice)により後ろのt(無声音、-voice)が変化している

「逆行同化」

新(shin) + 聞(bun) → 新聞(shimbun)

後ろのb(両唇音、bilabial)により前のnが変化している

複合語における、hiatus忌避による母音脱落は、順行同化、逆行同化も両方ありうる

cf. 『国語学』85 山口佳紀「古代日本語における母音脱落の現象について」

3、上代特殊仮名遣

調査(資料03を参照) → 「コ」に充てられる漢字は多く、それらは用法とともに、例外の少ないはっきりとした分布に示される

以上のような現象のことを、上代特殊仮名遣という

「上代特殊仮名遣の研究者」

- i 本居宣長 『古事記伝』において考え方そのものを提唱
- ii 石塚達磨 本居宣長の弟子で、古事記、日本書紀、万葉集で検証
- iii 草鹿砥宣隆
- iv 橋本達吉 『古代国語の音韻について』…上代特殊仮名遣において甲類・乙類の分類

4、上代特殊仮名遣における区別

イ段…k,h,m エ段…k,h,m オ段…k,s,t,n,m,y,r

この区別は何の区別か → 発音による区別と考えるしかない(中国の漢字の中古音から推定可能)

この中で、橋本は母音の違いによる区別だと考え、八母音説を提唱

しかし、単純に母音の影響と決めつけることはできず、様々な説が提唱されている

cf. 石塚は発音による区分を意識していたかもしれない

しかし、師である本居宣長が国文学の美意識として求めた五十音図を崩しかねない上代特殊仮名遣を石塚が提唱するのは困難だった

第5回

1、上代特殊仮名遣

奈良時代、万葉仮名においては、上代特殊仮名遣による区別(甲類・乙類)が厳格になされており、その区別は発音上の区別から生じているとされている。

cf. 活用形と甲類・乙類

四段活用

連用形は甲類(イ)、已然形は乙類(エ)、命令形は甲類(エ)

上二段活用、下二段活用

未然形、已然形、命令形どれも乙類(イ or エ)

上一段活用

未然形、連用形、連体形、已然形、命令形どれも甲類(イ)

cf-2. 助動詞「り」について

動詞の連用形の後ろについていた「あり」が変化したもの

負ひ+あり(ofi+ari)→負へり(oferi) …母音融合

上の「へ」は甲類であるから、実際の「り」の接続は命令形であるとわかる

2、上代特殊仮名遣による規則

音配列規則

イ、濁音は語頭に立たない

ロ、ラ行音は語頭に立たない

ハ、ア行音は語中・語尾に立たない(語頭にのみ立つ)←hiatus 忌避

形態素に関する規則(有坂秀世『国語音韻史の研究』)

イ、オ列甲類とオ列乙類は同一形態素に共存しない

ロ、オ列乙類とウ列は同一形態素に共存し難い

ハ、オ列乙類とア列は同一形態素に共存しにくい

→このような、同母音の区分における、同一形態素非共存の規則のことを、母音調和という

母音調和はウラル諸語・アルタイ諸語によく見られる

cf. 言語の種類

A 屈折語、孤立語、膠着語、抱合語

B SOV、SVO、VSO、その他

3、上代特殊仮名遣の衰退

「モ」の衰退→ …… →「コ」の衰退(平安初期の『新撰字鏡』まで)

以降、漢字との対応も考えられたが、対応関係が「多対一」となりやすく困難

4、悉曇とは

サンスクリット語やパーリ語の記述を目的に創作された古代インドのブラーフミー系文字

サンスクリット語…東南・南アジア地域におけるリングフランカ(地域共通語)

パーリ語…古代インドの俗語プラークリットの代表言語で仏典などに多い

日本への伝来は密教を通じてだが、本格的な普及は円仁以降である

構造

摩多…通摩多(通常の母音字と韻尾字)、別摩多(接近音、側面音)

体文…子音字

第6回

cf. 形声文字と上代特殊仮名遣について

形声文字…意符と音符、音符の共通性は上代特殊仮名遣による分類と重なるか？

→必ずしも一致しない、なぜか？

→現代の漢字の読みは中古音、上代特殊仮名遣による分類は上古音に基づき、中古音と上古音は一致するものではないから

1、悉曇について

日本への伝来は平安時代の密教を通じて(先週の復習)

摩多…母音字を含む分類

母音字…日本語の「あいうえお」と大きく関係(順序の面で類似性が高い)

体文…子音字を含む分類

子音字…日本語の「あかさたなはまやらわ」と大きく関係(順序の面で類似性が高い)

2、悉曇の日本での歴史

『在唐記』…円仁の日記における悉曇音声の記述が記載されている(以下に中身の一部を示す)

例1 以本郷○字音～…日本の漢字の発音に近いということ

例2 以大唐○字音～…中国の漢字の発音に近いということ

例3 ○●反～ …反切といい二つの漢字の発音の組合せによる発音に近いということ

例4 唇音。～ …両唇摩擦音であるということ

以上のような記述を細かく見てゆくと以下のようなことが分かる

i 母音についてはほぼ変化なし

ii 子音については、カ・タ・ナ・マ行はほぼ変化なし、サ・ハ行は大きく変化あり

この文献以降も『悉曇口伝』、『悉曇要集記』などの文献が登場する

3、その他

『在唐記』以降に、ア行の「エ」とヤ行の「ィエ」の区別が消滅した

←五十音図の並びを比較検討することにより発覚

第7回

1、悉曇のおさらい

平安時代における日本語の音声音韻を知る手がかりとして有効である。円仁の『在唐記』には、悉曇の発音が日本発音(もしくは中国発音)の漢字でどのように当てられるのかが記されている。およそ現代の発音と大差ないが、サ行とハ行については大きな差が見られる。

cf. 「p音考」(1898年、ただし1903年著『国語のため第二』(富山房)に掲載)

上田万年によるハ行子音に関する論文、元来ハ行音の発音はpであったとする説を提唱
根拠：清濁の関係性(p-b)、基本音声としての両唇音(乳児における言語取得からも自明)

2、五十音図

わ	ら	や	ま	は	な	た	さ	か	あ
ゐ	り		み	ひ	に	ち	し	き	い
	る	ゆ	む	ふ	ぬ	つ	す	く	う
ゑ	れ		め	へ	ね	て	せ	け	え
を	ろ	よ	も	ほ	の	と	そ	こ	お

黄…上代特殊仮名遣における区別

緑…ア行音とワ行音の区別

黒…もともと存在しない、体型的あきま(systematic blank)

赤…「e」と「ye」の区別→かつては存在していたが平安時代に消滅した

五十音の並べ方は平仮名・片仮名の登場に合わせて考えられた

A あめつち(『源順集』)…沓冠歌(最初の字と最後の字が同じである歌)

B たゐに(『口遊』)

C 五十音図(『孔雀教音義』)

D いろは歌(『金光明最勝王経音義』)

cf. 『古言衣延弁』(奥村栄実)…延喜・天暦(~956)以前は「e」と「ye」の区別は存在

3、ア行音「e」とヤ行音「ye」、及びア行音「o」とワ行音「wo」の統合について

『悉曇口伝』(心蓮・院政期)

「え」の発音…ie(ye)の発音として表記

「お」の発音…woの発音として表記

(ともに現代の発音とは異なる)

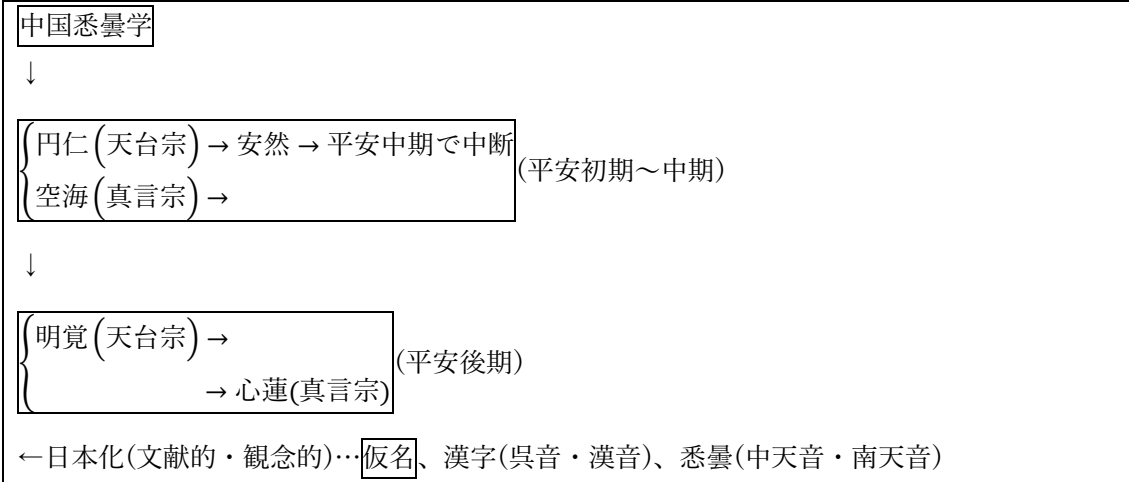
『悉曇要集記』

ヤ行音「ye」とワ行音「wo」は消滅したが、ワ行音「wi」「we」は残存

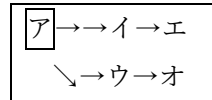
第8回

0、『悉曇口伝』の意味合い

馬淵和夫『日本韻学史の研究』（日本学術振興会、昭37～40）を参考にする



『悉曇口伝』によれば文字の派生は右のような形をとっていたとされる
このような派生の過程を記した点で『悉曇口伝』の意味が生じる



cf. 阿字観

密教において、「すべての事象は阿字に含まれ、それ自体において一切の生滅はない」とする考えをもとに行われる瞑想法のこと→阿字の絶対的な重要性を表している

1、片仮名から見る音声音韻

漢文訓読における訓点が起源→やがて片仮名文として独立

句切点・返点→万葉仮名→ヲコト点・仮名

他にも起源が存在していたため片仮名は混淆していた

・訓点資料の訳読手順

移点本の作成→仮名字体表・ヲコト点図の作成→訳読

第9回

1、片仮名文の三つの源流

	返読	片仮名小書き	自立語仮名書き
①訓点由来	(○)	○	×
②宣命書由来	×	○	×
③平仮名文由来	×	×	○

①について

訓点資料→西大寺本『金光明最勝王経』（平安初期）

国風暗黒時代(万葉集と古今和歌集の間の時代)における貴重な資料の一つ

独立した典籍→『東大寺諷誦文稿』（平安初期）

②について

宣命とは→天皇の文言をそのまま書き留めたという体裁の文書

万葉仮名を小さく書いている(→宣命小書体)文書→宣命書

『高山寺本古和讃集』（平安中期）→『今昔物語集』（鎌倉中期）

③について

和歌→『醍醐寺五重塔天井板落書和歌』（平安初期～中期）

例) カスナラヌ ミヲウチカワノ アシロニハ オホクノヒヲヲ ワツラハスカナ

(濁点) カズナラヌ ミヲウヂガワノ アジロニハ オホクノヒヲヲ ワツラワスカナ

(漢字) 数ならぬ 身を憂ぢ(宇治)川の 網代には 多くの氷魚を 煩わすかな

『極楽願往生歌』（平安中期）…釈教歌

2、片仮名から見る音声音韻の変化

片仮名は表音文字とは言え音韻観察に基づく音節文字であり音声的事象の解明に寄与しにくい

一方で、平仮名よりも書記言語としての保守的・規範的性格が弱く音韻変化を反映しやすい

A 促音・撥音

促音便・撥音便として出現

促音→促音無表記、勿言(促音を「レ」と表記)、促音「ツ」表記、促音添加

撥音→撥音「ム」表記、撥音無表記、万葉仮名表記、撥音添加

B ア行イ・エとワ行ヰ・エの区別の消滅

C 長音(オ段長音・ウ段長音)

D 語頭濁音の許容

アクセントの声点の片仮名への応用、アクセントの声点を双点として使用し濁音を表記

第10回

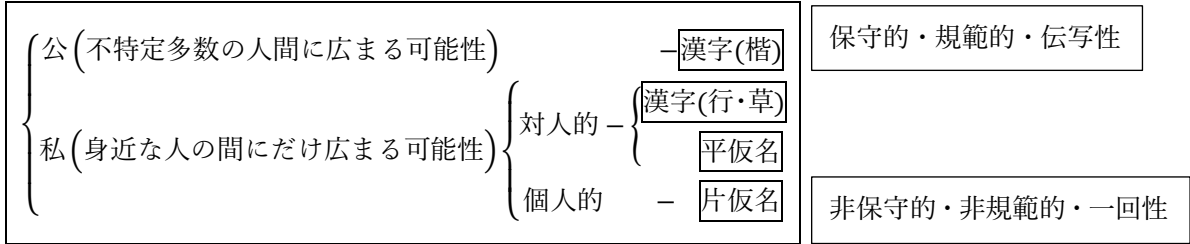
0、濁点の存在

濁点自体は時代経過の中で生じたものであり、片仮名・平仮名の誕生初期には存在しないもの
現在では濁点の有無で音を区別する語でも、平安時代においては字面では区別がなかった

1、片仮名と平仮名の違い、及びそれらの音声音韻資料としての価値

A 片仮名と平仮名の共存状態

文字による伝達の分類



上記の分類は、時間経過とともに変化してゆく

例1) 文書の書式…公式令から書札様文書へ、漢字(行・草)の使用範囲の拡大

例2) 古今和歌集…和歌の公式文書での出現、平仮名の使用範囲の拡大

片仮名でも使用範囲の拡大が見られたものの、私の範囲にとどまり公の範囲までは拡大せず

B 片仮名の音声音韻資料としての価値

音声音韻の変化を研究する音声音韻学の資料としては、Aを参考にすれば、

- i 非規範的な性質を持つという点で変化が見られやすい
- ii 一回性のため原典(オリジナル)が残存されやすい

という二点により、片仮名の資料の方が平仮名の資料よりも価値が高いと言える

※ 『土佐日記』の紀貫之の自筆本は蓮華王院(三十三間堂)に室町時代までは存在が確認

このこと自体、当時でも極めて珍しいこと

藤原為家(藤原定家の子)はこれを正確に書き写し、これは現在でも残存している

→『土佐日記』は、平仮名資料としてはほぼ唯一、原典に近い資料が残っているもの

2、片仮名から見る音声音韻の変化(第9回の続き)

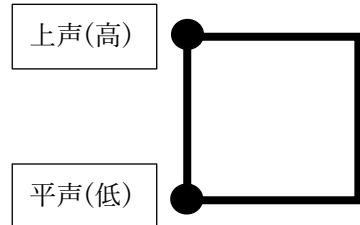
A 語頭濁音の許容

声点の片仮名への活用以降、濁音は双点の形で表された

(右のような声点を二つ並べたときに濁音を表した)

声点はもともとアクセントを表しているが、このように

声点を記すことを差声という



全ての文献の全ての箇所では差声が行われているわけではないが、差声を行う意味は、後で読む人間にどの語彙を用いたかをアクセントを通じて認識させるためである

※ 語頭母音 u は、あたかも m のような発音をされることがある

例 1) uma - mma(馬)

例 2) ume - mme(梅)

例 3) u^mba - m^mba - ^mba(←u の後ろが鼻母音を伴うため m 音が重なり消滅)

※ 過去と現在では個別に清濁が異なる場合も多い

→ハ行転呼音(以下に記述)が発生している場合は濁音ではなかったと言える

B ハ行転呼音

語中語尾にあるハ行音(母音に挟まれたハ行子音)がワ行音に変化した現象

母音への同化現象…有声音だった母音に合わせて有声音化した

唇音退化現象…p に始まる変化が結局は唇を動かさなくてよい方向に働いている

(これは日本語に限ったことではない)

平安時代以前からもこの変化は発生していたが、特定の語(うるはし)に偏り一般的でない

平安時代になると体系的な変化が見られるようになった

第 11 回

0、試験について

大問 2 問、うち 1 問は事前予告あり

1、片仮名から見る音声音韻の変化(第 10 回の続き)

A イ音便・ウ音便

hiatus(母音連続)忌避からの脱却との関連性(音便と hiatus 忌避脱却の順序は不明確)

B 濁音の音価

濁音の前に鼻音が伴うことを示す表記

例) 自然(しぜん)→シンセン

cf. 伝法堂(でんぼうどう)→レンホタ(r 音での表記)、語頭濁音での鼻音の脱落を示す表記

2、平仮名について

860 年頃に出現するが詳しい経緯は不明

←平仮名資料の絶対数の少なさ、平仮名資料の残存性の低さなど

A 『有年申文』

漢字(変体漢文)と平仮名の混淆文、署名が残存、讃岐国戸籍帳の表紙見返しであり偶然残存した

B 『因幡国司解案紙背消息』

裏に『因幡国司解』の案(写し)がありそのために偶然残存した

C 『藤原良相邸遺跡出土墨書土器』(出土資料)

状態が不完全であり解読は困難、「平仮名が使用済みの土器に書かれた」という事実は認識

D 『ケカチ遺跡出土刻書土器』(出土資料)

和歌の可能性…「われにより おもひく□らむ しけいとの あはすや□なは ふくるはかりそ」

3、平仮名の変化

平仮名…「臨時的・消費的要素が強い→伝写要素が強い・美的要素も含む(和歌など古筆)」

この変化は 11 世紀当時の音韻変化とは逆行し、平仮名は保守的・規範的性格を強めていった

4、仮名遣について

A 藤原定家『下官集』…オとヲの書き分けを示唆

この書き分けの基準は事後的に発覚するが、それは「アクセントの高低」(オ低ヲ高)であった。

B 源知行『仮名文字遣』…「定家仮名遣」の提唱

C 契沖『和字正濫鈔』…「歴史的仮名遣」の提唱

5、平仮名文献の価値

A 実用的資料においては原本残存性が高く音韻史的变化を反映し得る

B 仮名遣の違例など音韻变化を反映するような表記変化が見られる場合には手がかりとなる

C 和歌においては音韻の面で比較的柔軟であり資料として価値を有し得る

D (全般的に言えるが)「平仮名ですら生じている変化」と捉えられ音韻变化の大変化を捉え得る

6、平仮名から見る音韻变化

A オとヲの混同

B ハ行転呼音

※ これらの変化は和歌の掛詞として現れていることが多い

C 四つ仮名の混同

「ザジズゼゾ」と「ダヂヅデド」の区別の消滅

第12回

0、試験について

- a 平安以降の文章について、当時の発音を復元する形でのローマ字表記、それに関する問い
- b 論述形式の問い

計2題出題 試験時間は60分 7月23日(月)

1、合拗音について

A そもそも合拗音とは

kwa、gwa、kwe、gwe など間に w を挟む音、カ行・ガ行、ア段・エ段 に出現

(cf. 開拗音…kya、gya など間に y を挟む音、ア段・ウ段・オ段 に出現) (合わせて拗音と言う)

早い段階でエ段合拗音は消滅→今回はア段合拗音の消滅について考える

B 合拗音の合流

直音への合流(クワン→カンなど)

※ 合拗音-直音表記については、リテラシーに関わる問題もあり、一概に変化とは言いきれない

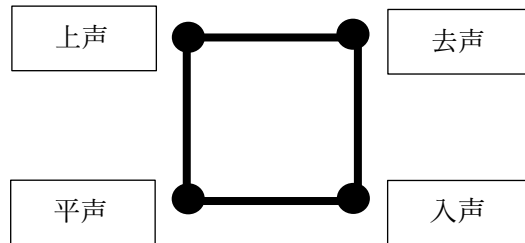
2、アクセントについて

A アクセント記号「声点」

右図のような記号が中国で使われ、それが日本でも使われるようになる。

(主に院政期以降、初期は辞書など)

「平声→低音、上声→高音」が主用法



※ アクセント分野については、副産物的ではなく主産物的な扱いが強い

※ 一方で、アクセントが取り入れられたのは、言葉の識別(仮名だけではわからない)のため

cf. 辞書について

- a 『和名類聚抄』(源順)…平安初期、百科事典的、漢和辞典
- b 『類聚名義抄』(法相宗)…平安中期、音声研究において最重要の辞書、漢和辞典
- c 『色葉字類抄』(橘忠兼)…平安中期、一見漢和辞典に見えるが、和漢辞典
他にもアクセント資料は存在(奈良時代資料にもわずかに存在)

B アクセント体系

音節数と品詞を限定した上で、全国各地についてアクセントを調査してみる

例 二音節の名詞

- a にわ、とり
- b いし、かわ
- c やま、いぬ
- d まつ、かさ
- e さる、むこ

→重要なのは、a~e(第一類~第五類)のこの順において、どこかで必ず区別・線引きが入り、これに例外が存在しない、ということである。これを型の対応の法則という。

この「型の対応の法則」については、地域間のみならず時代間にも適応できる

ゆえに、上記をまとめると、

「二音節の名詞は、アクセントによって五つの類に分類でき、これ以上でもこれ以下でもない」
ということであり、この五つの類をすべて区別するアクセントを、第一次アクセントという
(現在では香川県伊吹島方言がそれにあたる)

アクセントについて有力なのは、

「第一次アクセントであった院政期京都方言を起点に、分散とともに徐々に区別が消滅した」
というものである

C アクセント資料

『仮名文字遣』…「wo(を、高) ↔ o(お、低)」による定家仮名遣

※ 後の資料では音楽関係の資料が多い

第13回

1、アクセント資料(音楽資料)

- A 古今訓点抄(これは音楽資料ではない、鎌倉)
- B 四座講式(声明－法会での音楽－の一つ、鎌倉)
- C 平曲(平家物語の曲語り、「節博士」の使用)
- D 謡曲(胡麻章の使用)
- E 浄瑠璃(胡麻章の使用、近世大坂アクセントの資料)
- F 補忘記(節博士の使用、江戸)
- G 和字大観鈔(合字の使用、江戸)

2、室町時代の音声音韻について－外国人の観察から－

A キリシタン資料

イエズス会カトリック宣教師(ポルトガル人)と日本人カトリック信者により作成
日本語学習のためのもの。特に版本についてはキリシタン版とも言う。

重要資料…辞書→日葡辞書、文法書→日本文典

写本では、バレット写本がキリシタン資料として有名である

ただ、現存数が少ないため希少性が高いのが難点

B キリシタン版から見る音声音韻

- ・エは「ye」、オは「wo」の発音
- ・サ行子音の口蓋化(エ段が顕著)

cf. 口蓋化…口の前の方が発音の頂点になるような発音、例「シャ→サ」

- ・タ行音の破擦音化(破裂音と摩擦音の組み合わせ)
- ・ハ行音の無変化
- ・四つ仮名ザ行・ダ行、イ段・ウ段の区別
- ・長音が u、o で出現、またその中でも違いが発生

→オ段長音の開合(開音：au、合音：ou、oo、eu)

- ・合拗音の区別
- ・半濁音符の発生

C 朝鮮資料

- ・伊呂波

これで終了です。ありがとうございました。

ことばと文学Ⅲ【東京大学教養学部2018S／矢田】期末試験問題

※問一は解答用紙の表面に、問二は裏面に解答しなさい。問一については、各小問の解答の冒頭にその番号(1)・(2)・(3)を記しなさい。

問一 次に挙げるのは、『新古今和歌集』所収の歌である。
これについて、以下の(1)～(3)に答えなさい。

かきくらし なほふるさとの 雪のうち
あとこそ見えね 春はきにけり

(1) 鎌倉時代当時の発音を復元する形で、ローマ字表記しなさい。但し、以下の前提に基づくこととする。

- ① サ行は仮に sa・shi・su・she・so とする。
- ② タ行は仮に ta・chi・tsu・te・to とする。
- ③ ハ行転呼音は完了しているものとする。助詞「は」についても、ハ行転呼音が起こっているものとする。

(2) (1)でローマナイズしたもののの中から、現代語と音声学的に異なる部分を3カ所指摘し、それがどのように現代語の発音と異なるか、簡潔に説明しなさい。

(3) (2)で指摘したそれぞれの音声史現象について、鎌倉時代当時の様態がどのような資料から明らかにできるのか、簡潔に説明しなさい。

問二 次に挙げる文章（橋本治・橋爪大三郎『だめだし日本語論』太田出版（2011））を読んで、その内容を日本語音声・音韻史研究の観点から批判したうえで、片仮名・平仮名の、音声・音韻との関係性の相違についての正しい見方を論じなさい。

橋爪 ひらがなとカタカナは別系統で、並存しているということですね。でも音系統としては同じ。それを、ひらがな表現にするか、カタカナ表現にするか、という違いだけなのでしょいか。

橋本 同じですが、リズムは違う。同じだったら、和歌をカタカナで書いている人がいてもいいと思うのです。

橋爪 そうか、カタカナは続け字がない。ひらがなは原則、続け字ですよ。今われわれはひらがなを一字一字しっかりと書いて、カタカナのように使っているが、それは本来の使い方ではなく、だからだと続けて書くのがひらがなであるということですね。

橋本 そう、だから、同じ言葉であるにもかかわらず、音の体系が違うのだと思います。

注意：以下の事項を守らない場合、カンニングとみなされることがある。

※特に出題者からの許可がないかぎり、学生証、時計および筆記用具以外のものを机の上に置かない。
筆入れなども鞆等にしまい、鞆は机の中、脇の椅子または床の上に置く。

※教科書、参考書、ノート等は鞆等にしまう。

※解答用紙や計算用紙は所定の枚数以上に取らない。

問一

かきくらし なほふるさとの 雪のうちに
あとこそ見えね 春はきにけり

- (1) Kakikurashi Nawo furusato no Yuki no uchi ni
Ato koso miye ne Faru wa ki ni keru

- (2) ① なほ (Nawo)
ハ行転呼音の結果、「ほ」はワ行音のヲに変化している。ア行のオとワ行のヲは院政期に既に合流しているが、合流後の音価は[wo]で、現代語の[o]とは異なる。

- ② 見え (miye)
ア行とヤ行のエは10世紀中頃以降には合流しているが、合流後の音価は院政期から室町時代に至るまで「je」で、現代語の[e]とは異なる。(ちなみに、「見え」はヤ行下二段活用の動詞であるから、このエは本来ヤ行のエである。)

- ③ 春 (Faru)
鎌倉時代当時のハ行子音は両唇摩擦音[ɸ]であったと考えられ、現代語のハの子音[h]とは音価が異なる。

- (3) ① 合流後のオ・ヲの音価が[wo]であったことは、院政期については『悉曇口伝』等の記述から、室町時代についてはキリシタン版ローマ字本の表記「uo,vo」等から明らかであり、その中間の時期である鎌倉時代についても、同様であったと考えられる。

- ② ア・ヤ行のエの合流は、「あめつち」に見えたその区別が、『口遊』所載の「たるに」や「いろは」では見えなくなっていることから、10世紀半ばには既に起こっていたと考えられる。合流後の音価が「je」であったことは、院政期については『悉曇口伝』等の記述から、室町時代についてはキリシタン版ローマ字本の表記「ye」等から明らかであり、その中間の時期である鎌倉時代についても、同様であったと考えられる。

- ③ ハ行子音の音価が両唇摩擦音[ɸ]であったことは、平安時代については『在唐記』等の記述から、室町時代についてはキリシタン版ローマ字本の表記「ɸ」や『後奈良院御撰何曾』等の記述から明らかであり、その中間の時期である鎌倉時代についても、同様であったと考えられる。

橋爪の発言については、文字の視覚的形状（連綿か非連綿か）を、表している音の性質に結びつけようとしている点が全く非論理的である（筆記体で書かれた英文と、ブロック体で書かれた英文が、違う性質の音を表しているなどということはあり得ない。仮名についてもそれと同じことである。）

橋本の発言については、「（音は）同じですが」と言ったり、直後には「音の体系が違う」と言ったりしている点で、既に論理性を欠いているが、片仮名で書かれた日本語と平仮名で書かれた日本語とに、何らかの音声ないし音韻上の相違があったと主張しているようである。しかし、そのようなことはありえない。その主張の根拠として「同じだったら、和歌をカタカナで書いている人がいてもいい」ということを述べているが、事実として、平仮名に対して例外的ではあるが、片仮名で書かれた和歌のテキストは、平安時代以来、存在している。そもそも一言語の一方言の中に大きく対立する二つの音声・音韻体系が存在するということはありえない（やや異なるものが併存するとすれば、所謂フォーマルな発音とラフな発音とであるが、それが片仮名・平仮名に対応する、ということとはありえない）。

片仮名と平仮名は、ともに日本語の音節文字であるが、片仮名には一回的な用途が比較的多いのに対して、平仮名は、伝写等によって継承されたり、複写によって拡散されたりする用途が比較的多い。そのため、平仮名のほうが保守的傾向を帯びやすく、音声・音韻変化が起こっても、「仮名遣い」などの書記規範によつて、表記上の変化を阻止しようとする特徴がある。それに対して片仮名は、そのような保守性が平仮名よりは弱く、音声・音韻変化を表記上の変化に反映させやすいという特質がある。